

東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業
環境影響評価に係る埼玉県環境影響評価技術審議会
小委員会の意見について

東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業については、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

1 全般的事項

- (1) 温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標（NDC）や、県、東埼玉資源環境組合の地球温暖化対策実行計画、カーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出量の削減に最大限考慮した焼却施設の稼働方法を検討すること。また、廃棄物焼却の熱を利用した発電については、より一層高効率化が図られるよう検討すること。
- (2) 更新する設備等について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 微小粒子状物質（PM2.5）対策の観点から、PM2.5 に対しても効果的なろ布を選択したうえで、定期的なろ布の交換やばいじん計での管理等によりろ布の性能維持に努めること。

2 騒音

施設の稼働に伴う騒音の調査結果については、使用する評価量の根拠や妥当性をより詳細に明記すること。

3 動物

- (1) ハヤブサのコンディショニングの実施について、施設の構造を踏まえて建設機械の稼働に伴う騒音を予測した上で、ハヤブサの音に対する反応に係る知見と照らし合わせ、繁殖への影響について検討すること。検討内容については、影響が確認された場合の対応策についても含めることとし、これらについて可能な限り具体的な計画を立案すること。
また、ハヤブサへの影響の判定については、専門家の意見を踏まえるなどして客観的に判断できるようにすること。
- (2) ハヤブサのコンディショニングにおいては、ハヤブサの反応を確認する観察者を置き、影響が確認された場合には迅速に事業者には状況が共有され対応が可能な体制を構築すること。

- (3) ハヤブサのコンディショニングにおいて、ハヤブサへの影響が確認された場合の対応策を講じても影響が続く際は、施工業者と協議し作業を一時中断するなど、影響の低減に努めること。

4 廃棄物

- (1) プラントの解体に伴う廃棄物だけではなく、造成等の工事において、地盤改良に伴う掘削土壌や樹木伐採による廃棄物が発生することが想定される。これら残土や廃棄物についても、調査及び予測を行い、必要な環境保全措置を検討すること。
- (2) 造成等の工事に伴う廃棄物については、可能な限り再利用可能な廃棄物を具体的に示すこと。また、再資源化率については可能な限り定量的に記載すること。
- (3) 廃棄物の発生現場における分別を徹底し、混合廃棄物の発生を抑制することで、再資源化率の向上に努めること。
- (4) 施設の稼働に伴い発生する焼却灰及び飛灰については、セメント原料化や溶融スラグ化など再資源化されている事例もある。更新後の施設の稼働において発生する焼却灰や飛灰についても、再資源化への可能性について検討すること。